

# 令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)の公示

令和6年2月13日

阿賀川河川事務所長 天野 聡

次のとおり、「令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取」(試行)に係る採取者を募集します。

1. 公募名称: 令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)

2. 公募内容: 砂利等の採取・搬出

3. 採取区域: 別添「令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行) 平面図・横断面図」  
(以下「図面」という。)のとおり。

4. 採取時期: 許可日から、令和7年2月28日まで

5. 採取場所

A. 河沼郡会津坂下町宮古地先(阿賀川 11.8k~12.2k)

B. 河沼郡湯川村勝常地先(阿賀川 12.0k+56m~12.8k+157m)

C. 会津若松市真宮新町北地先(阿賀川 16.6k+00m~17.0k+00m)

※詳細は「図面」参照。必要に応じて各自現地確認をすること。

6. 予定採取量及び掘削深

阿賀川河川事務所が別途定める砂利採取規制計画の掘削範囲内とする。

(詳細は別添「図面」のとおり。)

① 予定採取量

A: 45,500m<sup>3</sup>

B: 108,700m<sup>3</sup>

C: 31,700m<sup>3</sup>

計: 160,500m<sup>3</sup>

(参考1) 表土の厚さ及び土質状況により、使用可能土砂量が減少する場合がある。

(参考2) B地区では、旧農地の粘土層が確認されたため、使用可能土砂量が大幅に減少する場合がある。

(参考3) C地区では、運搬経路上に住宅密集地及び工業団地が存在するため、特に安全面に留意すること。

② 掘削深: 約0.5m~2.0m

なお、希望数量が上記数量に達しない場合でも応募は可能である。

予定採取量等の詳細については、河川法第25条及び砂利採取法第16条の申請時に、河川管理者と

協議の上、決定するものとする。

## 7. 公募に参加する者に必要な資格要件

(1) 申込をできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 応募者(組合又は団体(以下「組合等」という。))の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業者の登録を福島県知事から受けていること又は、申込み締切日の令和6年2月27日までに登録を受ける見込みがあること。なお、登録通知書の写し(申請中の場合は、申請書の写し)の提出がない者は砂利等採取者となることができないものとする。
- ② 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可(土木一式工事業)を受けていること。
- ③ 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、福島県内に本社を有していること。
- ④ 応募者(組合等の場合は、構成員の全ての者。)は、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合は除く。)
- ⑤ 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、公共工事(国土交通省、福島県、市町村等の公的機関が発注する工事)の競争参加資格者名簿の登録者で、指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 応募者(組合等の場合は、構成員の全ての者。)は、採取希望申込書の提出前の前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法に係る違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。)又は重大な行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 組合等の場合は、申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、構成員の一部が上記④から⑥の要件を満たさなくなったことにより脱退させる場合は、この限りでない。

(2) 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち、少なくとも1名を専ら従事させることができる者であること。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

(4) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

### (5) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ④ 提出書類の質問に対して回答が得られなかった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められる場合

## 8. 申込み手続き等

### ①提出書類

別添「阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)公募説明書」(以下「公募説明書」という。)に記載の提出書類を期限までに提出すること。(郵送可、期限までに必着のこと)

### ②提出期限

令和6年2月27日(火) 17時00分まで

### ③提出先・問い合わせ先

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70  
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課  
電話0242-26-6873 FAX0242-26-0526

### ④質問書の提出

質問書の提出期限は、令和6年2月14日～令和6年2月20日まで  
(午前9時00分～午後5時00分)  
提出先は、8. ③提出先・問い合わせ先と同じ。

## 9. 許可手続

砂利等採取に選定された者は、当該砂利等の採取について、河川法第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請及び砂利採取法第16条(採取計画の認可)に定める申請が必要となる。

## 10. 採取者の選定方法

### (1)審査方法

河川管理者は、書類審査により応募資格の確認を行う。

### (2)砂利等採取者の審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

①採取実施者の作業主体による現場管理の確実性について評価する。

②応募者の所在地により、地域精通の優位性について評価する。

③その他項目として、砂利等の販売・提供先、河川管理施設への損傷対策について評価する。

審査内容の詳細については、別表「令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)審査表」のとおりとする。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

複数者の応募がある場合は、審査結果より上位2者を選定する。

なお、採取予定者が2者となった場合で、採取予定箇所の重複が確認された場合は、審査時の点数が上位の者から採取場所を指定できるものとする。

当初計画では、採取場所 A,B と採取場所 C エリアに分割することを予定しているが、詳細については別途協議の上、決定するものとする。

### (3)選定通知

審査による選定結果は、書面にて応募者に通知する。

選定結果に対して質問がある者は、選定通知の日から1週間以内に文書(様式自由)で質問することができる。質問書の提出先は8. ③提出先・問い合わせ先と同じ。

(4)スケジュール(予定)

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ①申込締切       | 令和6年2月27日      |
| ②選定通知       | 令和6年3月 6日      |
| ③河川法等の申請期限  | 令和6年3月15日まで    |
| ④砂利等の採取許可期間 | 許可日から令和7年2月28日 |

11. その他

- ①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ②関連情報を入手するための紹介窓口は上記8の③に同じとする。
- ③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥その他の詳細は、公募説明書のとおりである。